

# 広沢小

## かわら版

広沢小学校コミュニティ・スクールだより

NO. 12 令和4年2月8日  
和光市立広沢小学校 校長 辻 英一



## 次年度への展望～学校評価その1～

新しい年、令和4年を迎えてもう1か月が過ぎました。早いものです。12分の1（か月）はあっという間です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が止まらないことや、年度末にかけて「まとめ」の時期であることなどがそう感じさせているのかもしれません。

さて、昨年12月から皆様にご協力いただきおりました、学校評価ですが、先日の学校運営協議会で「学校関係者評価」を行って、無事終わりました。その内容等について、こちらで皆様にお知らせします。

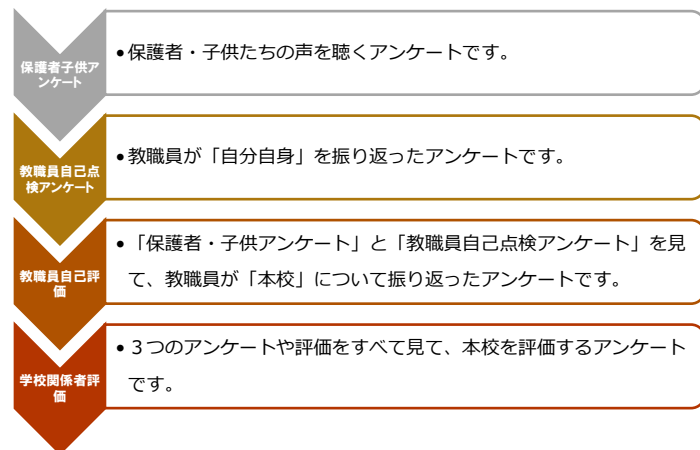
学校評価は、下記に示した通り、法的に定められたものです。学校運営の状況について評価をし、それをもとに改善を図って、教育水準の向上に努めていくことが目的です。

今年度、新たな学校運営協議会委員を迎え、学校評価の内容等も見直しました。目的にある通り、「いかに次年度につなげていくか」ということが重要で、評価のための評価にならないようにしたいと考えています。

一方、できるだけ保護者の皆様の声を聴くことが重要であることから、アンケートの内容も刷新

しています。内容が増えたことにより、保護者の皆様にご面倒をおかけしたところもあるかと思いますが、半分以上のご家庭の皆様からアンケートへのご協力をいただきました。ありがとうございました。

学校評価の仕組みについて、以下の通りまとめてみました。



結果について、この後～その2～以降で、皆さんと内容を共有してまいります。

【学校評価の法的根拠】

### 【学校教育法】

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

### 【学校教育法施行規則】

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

和光市立広沢小学校 (わこうしりつひろさわしょうがっこう)

〒351-0106 和光市広沢1-5 ☎ 048-464-1149 📠 048-464-1235

HP <http://hirosawa.wako-city.ed.jp/> mail [hirosawa@wako-city.ed.jp](mailto:hirosawa@wako-city.ed.jp)



広沢小イメージ  
キャラクター  
「よつひろ」→  
←「さわやかこ」

